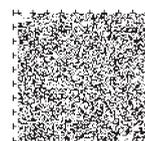


第1章 計画策定の基本的な考え方



第1章 計画策定の基本的な考え方

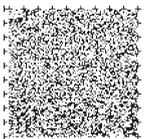
1 計画策定の趣旨

横須賀市は、障害者基本法に基づき、障害者施策の基本理念や施策の方向性を定めるため、平成9年に第1期「よこすか障害者福祉計画」、平成15年に第2期「よこすか障害者福祉計画」、平成21年に第3期「よこすか障害者福祉計画」、平成27年に第4期「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しています。

そして、第4期「横須賀障害者福祉計画」から障害者と社会とのつながりの再構築を意識した「インクルージョン」の考え方に重点を置き、社会に溶け込んだ障害者が、より自分らしく過ごすことができるよう、本人の能力回復である「リハビリテーション」や本人が能力を最大限発揮できる環境を整える「エンパワメント」の3つの考え方を踏まえたうえで、「ひとりひとりの個性と命を大切にする」との基本理念のもと、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちの実現」を目標として、障害の有無・種別・程度にかかわらず、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で「普通の生活」を営むことができるように取り組んできました。

一方、平成25年に施行された障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めるため、本市では、平成27年に「第4期横須賀市障害福祉計画」を策定しました。そして、平成29年度で計画期間の終了を迎えるため、この度、国の基本指針に基づいて「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定することとなりました。また、この計画では児童福祉法の改正により、障害児通所支援等及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る成果目標と、障害児福祉サービスなどの見込量を定める障害児福祉計画を合わせて策定することとしています。

本市は、現行の「横須賀障害者福祉計画」及び、今回の「第5期横須賀市障害福祉計画」（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。



2 計画の位置づけ

本市では、「障害者基本法」に基づいて、障害者のための施策の基本的な理念や施策の方向性を示す障害者福祉計画の計画期間を6か年として策定しています。そして、その6か年を前期と後期に分け、3か年計画として「障害者総合支援法」に基づいて障害福祉計画を定めています。また、今回からは「児童福祉法」に基づき障害児福祉サービスなどの見込量についても一体のものとして策定しています。

「障害者」とは、年齢にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害等に起因する身体または精神上的の障害を有する方で、長期にわたり生活上の支障のある方とします。

この計画は本市における他の計画と整合性を併せもつものです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現計画 「横須賀障害者福祉計画 (第4期横須賀市障害福祉計画を含む)」	基本理念と施策の方向性 『横須賀障害者福祉計画』(障害者基本法)					
	数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第4期横須賀市障害福祉計画』 (障害者総合支援法)			【今回の計画】 数値目標と障害福祉サービス等の見込量 『第5期横須賀市障害福祉計画』 (障害者総合支援法) + 『第1期横須賀市障害児福祉計画』 (児童福祉法)		

3 計画期間

この計画の期間は、平成30年度から32年度までの3か年計画とします。

